

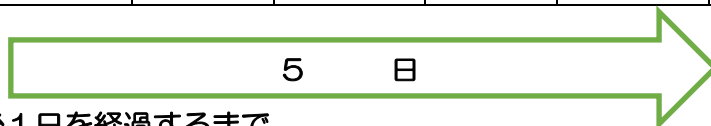
新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過すること）」です。（学校保健安全法施行規則）

★出席停止期間の数え方：「発症した日」「症状が軽快した日」の翌日を1日目とします。

① 発症した後5日を経過するまで

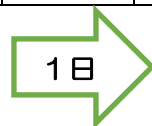
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席可能
----	-----	-----	-----	-----	-----	------



② 症状が軽快した後1日を経過するまで

※軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

症状あり	症状あり	軽快	1日目	出席可能
------	------	----	-----	------



登所（園）の際には、下記に保護者が記入して保育所（園）に提出をお願いします。

新型コロナウイルス感染症用 登所（園）届（保護者記入）

児童氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）

発症日 _____ 月 _____ 日

症状が改善した日 _____ 月 _____ 日

出席停止期間（休んだ日） _____ 月 _____ 日 ～ _____ 月 _____ 日

病状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、登所（園）いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____